



月報

III

缶詰

(51.11.3 No.119 VOL10)

目

次

◇果実部会	1
◇公正取引協議会事務局長会議	3
◇JAS一部改正に伴う内容量基準の運用について	5
◇パイ缶開缶研究会	6
◇品質対策委員会	7
◇新物なめこ缶で記者と懇談	8
日缶協技術大会で水島委員長特別講演	9
51年産みかん予想収穫量	9
◇大橋庄三郎氏に勲五等瑞宝章	10
缶詰共同宣伝	10
◇長崎で世界のパイ缶まつり	11
◇第四回缶詰品評会	11
◇缶詰産業対策検討会の動き	11
特別寄稿 (下)	
パイナップルと缶詰の歴史と現況について	
顧問 渡辺弘毅	12

果 実 部 会

10月5日、午後1時30分より全缶協会議室において果実部会を開催。

既に生産が終了した白桃・黄桃缶詰と、終盤をむかえた洋ナシ缶詰について、状況報告と意見交換を行ない、中心議題として11月10日より製造に入るミカン缶詰につき原料事情、蜜柑缶工組の方針等につき報告、協議した。

1 新物もも缶詰330万函

前回の果実部会では、在庫払底によりパッカ一の生産意欲が旺盛で高値増産の懸念があったが、天候の不順、冷夏等で原料入荷が一週間ほど遅れたり、労働力の確保もうまくいかず、懸念したほどの数量は出来なかった。製缶筋では白桃・黄桃合わせて約330万6千函、前年対比107%と見ている。

内訳は東北240万、関東15万7千、静岡45万5千、名古屋以西29万4千。

〔白桃缶詰〕

製造は東北が昨年並みにとどまったため出荷は順調なスタートを切っている。

生産の落ち込みの原因は原料の出遅れによる製造期間の短縮、労働力不足、適正品種の減少等によるもので今後さらに大久保種が減少すると見られるため製造はますます難しくなる。

本年の特徴は異常低温で糖度が低く生食向けが停滞、ネクター向けに早もぎをしたため品位の低下が目立っている。特にJASナシが50%と増加し、品質面から消費者のイメージダウンにつながる恐れが懸念される。例年山梨早生で清水地区から早期に売り出されているものがJASナシであったが、ことしは東北の最盛期にもJASナシの製品が造られた。その比率は並JAS35%、特級15%位であろう。

流通価格、原料価格の最近の状況は概ね次の通り。

(流通価格)

	仕切り	売 値
JASナシ	140円	144~145円
3点JAS	150円	155~160円
4点JAS	160円	175~180円

(原料価格)

山形、福島 平均	キロ	115~6円
畑前(上期)	"	90~100円
"(中期)	"	80円
"(下期)	"	80円
山梨は静岡着値	畑前キロ	95円
〔黄桃缶詰〕		

生産数量は例年より5万函減り45万函(東北42~3万、長野1万、四国1~2万)。

ことしは日照不足、腐敗果、落果等から早もぎをしたため色の薄い製品となったようだ。

生産比率は4号缶が圧倒的に多く、セットを考慮して造られたものと見られ、2号缶は輸入品と100円の価格差があるなどから、製造を避けた格好になった。

品質の悪い原料であるが価格は高く畑前平均90円、良いものはプラスアルファがあり白桃と同じ原料価格と見てよい。

2 洋ナシ缶高値で推移

洋ナシ缶製造は10月中頃終了の見込みで13万函程度。

原料価格は48.9年がキロ35円、50年はスタートが50円、最終100円位の高値で平均工場着値72~3円であった。ことしは畑前福島70円、山形は5円高で工場着値88~93円となり、製品値も、もも缶に準じた価格となり、従来からの安いというイメージは圧縮されてしまった。

洋ナシは1反当りの総収入が低いいため生産はますます減ると見られ真剣に考えていかないと稀少の存在となってしまふ。

3 みかん、331万トン予想

農林省は8月1日時点のミカン生産予想を8

月24日発表した。

それによると、昨年比20数万吨減の331万3千トンであった。日園連は同時点で320万トンと報告したが、その後台風17号による被害等もありどのように変化しているか詳らかでない。

消化内容は、生食向け220万トン、加工64万トン(缶詰22万、ジュース42万)、残りは自家消費、輸出、腐敗等である。昨年のジュース向けは、53万トンで、ことしその位の原料の要請があり缶詰は厳しい環境におかれている。加工向け原料価格は、昨年平均キロ27円70銭に対し、本年は40～45円になるのではないかとわれている。

輸出については、ミカン缶詰の世界のマーケットは600万函であり、日本400万函、スペイン200万函というところであるが、スペインの攻勢が厳しく英国では関税のハンディもありかつての対英主体からアメリカ、カナダ向けに移ってきている。本年の輸出は350万函となっているが一部パッカーで実際にこの数量の製造が可能かどうか危惧されている。

蜜柑缶工組では輸出、内販のバランスのとれた生産を行ない、内販の生産数量を昨年実績を上回らないようにと呼びかけている。

また工組では内販対策委員会の取り決めとして、ホール品は全面JAS受検をし、ブローンは2号缶以上の大型缶に詰め4号缶には詰めない。また5号缶のブローンは製造数量の10%未満におさえ鑑定を受けることになっている。さらにブローンにあっては2色刷り(白を含めず)が、本年より実施の約束事項となっていたため全缶協も各ブランドオーナーに

協力を要請した。

その他、全缶協と工組の缶ミカン共同宣伝は本年も前年同様テレビスポットを中心に考えられており、1億円の予算が見込まれているが、一部には宣伝方法に問題があるとして十分検討されるべきだとの声もある。

なお、本年はJAS改正によりライトシラップは16°以上を15°以上と変更されている。

異性化糖を使用する場合は、使用方法に準じた表示をしなければならない。

なお、施行は昭和51年7月25日であるが、明52年7月24日までは猶予期間を設けてある。

公正取引協議会事務局長会議

51年10月8日、公正取引委員会審判延において公正取引協議会54団体が出席し第1回目の事務局長会議を開催、今後、公取委は定例会議として年1回開催する方針である。

後藤取引部長挨拶要旨：「本日第1回目の取引協議会事務局長会議を開催したところ、ご多忙のなか多数出席いただき有難うございます。

景表法は37年に出来た法律で来年で満15年となる。独禁法は来年で満30年となり、私どもはこれを契機に行事をいろいろと考えている。

一番最初に公取協ができたのは不動産の業界でこれは来年満15年となる。その後多数の協議会が発足業界で自主的に運営が進められている。

景表法の発効された当初は消費者行政は強い声でなく独禁法自体も歴史的に見て低調な時期

であった。

35年末に牛缶事件が起り、この辺から消費者保護が取り挙げられ、また広告宣伝の面では有名な“トリスを飲んでハワイへ行こう”“チュウインガムで1千万円”といった宣伝がでて次第に規制の気運が盛り上がり、景表法が国会を通過した。これと同時に通産省から家庭用品の品質表示法が告示された。その後、景表法は遅々とした歩みであったが堅実に施行され、現在、強力な法律となっており、各都道府県において重要な柱として消費者政策を進めている。

公取協は業界のルールに基づき自主的に運営し、役所もこれに協力して参ったが、さらに強力に巾広く展開していくためにはみなさん方との連絡が一層重要となっており、今後このような会合を定期的に開きさらに充実させたものにしたい。」

樋口景品表示指導課長より各公取協に対して次のような要望があった。

○ 消費者に対して常日頃、公取協の存在をPRしてもらいたい。既に規約等はどうなっているかということである。同時に各自治体によく説明しておく必要があろう。47年から各都道府県に監督、監視が移牒され、それぞれ消費者保護に関する条例が施行されている。公取委と各県とのブロック会議は年2回開いている。公正規約の有り方からインサイダーについてはその措置を協議会にまかせ、仮に違反を見つけても罰則はださないことになっており、特に悪質に対しての例外はあるが協議会の自主的な運営によっておりその意味からもインサイダーの名簿を各県に届けてお

てほしい。アウトサイダー、関連業者にも規約を知ってもらっておく必要がある。

○消費者からの苦情処理を敏速にやるのが大切である。よく新聞にでてからあわてて活動するがそれでは手遅れである。表示の問題がよく国会でも取り上げられており公取委として協議会を設置しているものについて知らないでは済まされない。インサイダーに対しては普段からよく規約についての指導を徹底してほしい。末端に規約内容が行きわたるよう講習会、研究会また市販品を買い集めて規約と合致するかどうかの調査、指導をお願いしたい。違反事件があったら業界が処理する建前である。しかし特に悪質なものに対しては排除命令をだしたこともある。

○違反事件に対しての協議会の処理の仕方にはなにか欠陥があるように思われる。そこで各協議会に審査委員会等を設けていただく必要があるように思う。どうか規約に合致した措置をしていたいただきたい。お互いにまあまあで済ますようなことのないように願いたい。ブロック会議では公取委の監督が悪いと突き上げられている。

○私達との連絡を緊密にしていきたい。違反処理について特に連絡を密に願いたい。規則によって連絡してもらい私達はこれを見て適切でない処置については指導したい。関連関庁の改正により規約の変更が必要となるケースも多いと思う。その都度お知らせ願いたい。

自主規制の全く出きないような力のない協議会もあるが業界が自主的に出来なければ公取委が処理して行くことになる。協議会運営

に欠陥があり、それが規約の欠陥による場合は早急に改正しなければならない。運営については組織を確りしたものにし一応独立した組織にしてほしい。

- いま公取委として“天然”“自然”と表示した場合にどのようなものを違反と見做すか、その運用基準をつくるため6月末に私案をつくり、現在それに対するご意見をいただいている。表示出来ないものとして添加物使用をしているものは不可。あと“天然醸造”等の表示は加工の仕方ですべての条件を満たさなければならない。

“純正”“純粋”など純といった表示についてもどのような場合に出来ないか運用基準を検討中である。

また「自然」といった表示が出来てもすぐ“健康”“栄養”にはつながらない。

- 次に景品の問題で従来景表法、独禁法の両方で規制していたが都道府県で規制できない問題もあり、独禁法は手続きが煩雑のため景表法に移し変え、同時に従来判り難かった景表法の景品類の制限の一部を判り易くする方向で考えている。

- 大規模小売店について景表法に移すことをいま検討しており、今月中には事務局私案をまとめ1月公聴会、告示を2～3月頃、施行を来年度4月頃を目安にしている。

公取協会長会議については、まず公取委から公取協の数団体から公取委員長、委員との懇談の機会を設けてほしいとの要望が来ているが、これをどのような形で開いたらよいかとの質問があり、これに対して各氏から事務局長を含めての会議にしてはとの意見があっ

た。しかし会議ではなく懇談会という形で考えているということから各協議会会長のみが出席することで意見一致。日時、場所等具体的な進め方については食品関係4～5名と非食品の協議会数名の代表で話し合うことになった。

- 公正取引協議会事務局長会議は定例会とし今後毎年1回秋に開催することになった。

JAS 一部改正に伴う内容量基準の運用について

51年10月18日付で(財)日本缶詰検査協会より“食料かん詰及び食料びん詰の日本農林規格の一部改正に伴う当該規格基準のかん型のうち「その他のもの」についての内容量基準の運用について”次の内容の文書が寄せられ、協力方の要請があった。

昭和51年10月4日付 農林省告示第886号、887号、888号、889号及び890号で畜肉味付かん詰等の日本農林規格の一部が改正されました。

この改正には内容量基準についてかん型を特掲した所謂かん型指定方式と「その他のもの」として容器の水容積又は水重量に対する内容物の百分比をもって行う一括定率方式の両方が採用されております。

他の品種の内容量についても、今後規格改正が行われる場合は逐次上記の合併方式で改正されることとなっております。

この一括定率方式の「その他のもの」の量目数値については、関係者で協議し統一するよう特に当局から御指示がありました。

従って、「その他のもの」に該当するかん型によるJAS格付を希望される方は、JAS内容量設定申請書2部に見本3かんを添えて本会へ提出していただき、農林省（規格検査所）と関係業界及び本会で検討して適正な統一数値を定めることといたしました。

ついては、貴会より貴会員各位にこの旨を御通知いただき、規格基準の適用にあたり、生産の合理化及び取引の単純公正化のため秩序ある規格基準の運用を図りたいと存じますので、何分の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

パイナップル開缶研究会

全国缶詰問屋協会事務局記録

昭和51年度パイナップル缶詰開缶研究会は主催、日本パイナップル輸入協会・沖縄パイナップル缶詰協会・後援（財）日本缶詰検査協会・沖縄県、協賛、全国缶詰問屋協会・沖縄県パイナップル缶詰工業組合により、10月15日大手町サンケイ会館で開かれた。

開缶点数は市販品37缶で午前中、農林省、缶検、沖縄県の検査員により審査を行ない、午後1時から一般公開され官庁、商社、問屋、沖縄現地パッカー等関係者約100名が出席。

午後1時半より審査講評が行なわれたが、まず、日本パイナップル輸入協会、清水副会長、沖縄パイナップル缶詰協会、温井会長、役所から農林省畜産園芸局果樹花き課、北野課長、食品流通局消費経済課、中尾技官の挨拶があり、次いで農林省東京検査所、藤本課長、缶詰検査協会、牧本部長よ

り審査結果について次のような講評があった。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

審査は①表示、②計量、③JASの5点法による品位の判定を行なった。

〔表示判定〕品質表示基準はすでに義務付けられており、これを尺度として判断した。沖縄産は全面JASを励行しており受検の際にチェックされているが輸入品について調べたところ17点中6点が不相当と見做された。

その内訳は、形状3、原材料3、固型量5、使用上の注意4の延べ15項目にわたり指摘事項があった。その他、必ずしも十分といえないものに品名3点が「パイナップル」と書いてあるが「シラップづけ」を表示していないものや、輪切とかいてその頭に「形状」とタイトルがつけてないものが1点。また原材料名で2点がシラップのみで砂糖の表示のないものがあった。以上6点が不十分とされた。品質表示基準は義務付けであり、輸入品取扱いの方には十分な注意とご努力を願いたい。

〔計量判定〕沖縄産の中に固型不足2点、糖度不足1点があった。その他にも計量法を適用しそのアロアンスにより救われたものが4点あった。計器検査は品位判定の五感検査と違い、はっきりと数字に示されるものであり、なお一層努力願いたい。

〔品質判定〕総体的にはパイナップル缶詰品評会に出品してもよいような製品はなく、所謂5点満点はない。最高で4.66であった。産地別では、

米 国	2 缶：4.16・4.66
フィリピン	6 缶：4.16・3.66・3.0 3.33・4.0・4.0
台 湾	3 缶：4.66・3.66・3.83

マ	ラ	ヤ	2 缶	3.16	・	2.83
タ	イ		4 缶	3.0	・	3.66
				3.5	・	3.6
沖	縄		20 缶	3.33	・	2.83
				3.16	・	3.16
				3.16	・	3.66
				3.0	・	3.0
				2.83	・	3.5
				3.0	・	3.0
				3.0	・	3.0
				3.0	・	3.0
				3.0	・	3.0
				3.0	・	3.0

マレーシア産キューブの不合格1点は芽取り不良と粒の不揃いが目立つものであった。

沖縄2点の不合格は形態の整えと色沢不良による。昨年の開缶研究会の品質判定では5点満点が1点あり不合格品がなかったが本年不合格品がでたことは残念に思う。

沖縄産のピースでこれよりよくだろうかとの感じを強く持った。粗大なものが混り見ばえがよくない。一応、3.0点の評価をだしたが、ピースについてご指導いただければもっと見ばえのよい製品になると思う。

本年のパン缶開缶研究会の結果は37点中不合格は5点で13%とけっして低い率ではなく、たまたま本年購入したものが悪かったともいえると思うが販売の方、製造の方のご指導によって来年のこの機会にはよい結果が出るよう期待している。

品質対策委員会

10月度品質対策委員会を10月19日午前11時より全缶協議室で開催。

日缶協平野常務理事の出席を得、レトルト食品の製造流通基準、食品衛生法に基づく容器包装、殺菌食品の規格基準等を中心に報告並びに検討を行なった。

1 レトルト食品類製造流通基準

去る9月28日、農林省食品流通局長名でレトルト食品類の製造流通基準の通達がなされた。この基準は製造及び流通段階において業者が準拠すべき事項を定めたもので安全かつ良品質のレトルト食品を消費者に提供し産業の健全な発展を目的としており内容は缶詰の同基準にほぼ準じて定められている。

しかし、法的根拠は何もなく単なる指導基準にほかならないのでJASと何らかの形で結びつけたいとしている。基準は、製造面で原材料作業場、容器、加熱殺菌、品質管理等、流通面では製品の取扱い、温度条件等につき詳細に規定しており、次のような定義、基準による。

○ 適用の範囲

- ① JASで規定されているしゃ光性があり通気性のないもの。
- ② しゃ光性のない密封容器に入れて加圧加熱殺菌した食品。
- ③ 密封容器に入れて加熱殺菌した食品であって保存性のあるもの。

○ 容器はプラスチックフィルムや金属はく、を多層に合わせ袋状（成形したのも可）にしたものでヒートシールによって密封性を有するもの。

○ 加熱殺菌においては通常の温度条件ですべての微生物を発生させず、かつ有毒性細菌を死滅させる、いわゆる商業的無菌状態にする。

○ 容器の強度の検査基準

① 引っ張り強度はヒートシール部を引張ってシール部が剥離するまでの最大荷重を測定する。規格値 2.5Kg 以上。

② 耐圧強度は 5.0Kg の静荷重を 1 分間かけ漏洩しないこと。

③ 突き刺し強度は直径 1 ミリの針での貫通値を測定するが、透明フィルムにあっては金属ハクを使用しているものと自ずから強度に違いがあるので検討中とのことである。

④ 落下強度は、まだ規格値が出ていない。

全缶協としては、本基準を各メーカーが積極的に守っていくよう流通の側から要請する。

2 容器包装殺菌食品の規格基準

このほど、食品を気密性のある容器包装に入れて密封し、加圧加熱殺菌した食品であって缶、びん詰、レトルト食品に適用される容器包装殺菌食品の食品衛生法にもとづく規格基準が制定される運びとなった。

これは細菌による中毒事故に対しその殺菌管理について、さらに強化徹底し、未然に事故防止を図ることを目的としている。

本規格基準の詳細は不明であるが、11月初旬告示、半年後実施の見込みと言われる。

3 缶詰クレームに関して

本委員会水島委員長が日缶協缶詰技術大会において缶詰のクレーム発生状況を内容とする講演を行なったが、クレームの集計に関して各委員より次のような意見があった。

○ 本委員会のデータは、水産缶詰について

は、ほとんど判らないので日缶協で集計してもらえば、全缶詰について実態が把握され業界あげての対策が講じられる。

○ クレームの傾向として、異物は少なくなったが毛髪、昆虫が多く、これだけ重点的に注意してもらえば異物混入はほとんどなくなる。

○ みかんの白濁については、JAS 改正でその他の項目になってしまったが重点項目の中に組みこむべきであろう。

○ 最近、ゆすり、たかりのようなクレームが増えてきており、悪質なものについての情報は委員会メンバーだけでなく理事会からもその実情を報告してもらい実態を調査する必要がある。

4 缶詰品評会

恒例の缶詰品評会は 10 月 28 日、第一次審査を行ない約 300 点の出展品の中から 1 割を選出、11 月 24 日の第二次審査で農林大臣賞 2 点、食品流通局長賞 4 点、日本缶詰協会会長賞 12 点が決定される。

審査は果実、野菜、水産、食肉、ジャム・デザート類の部門別で行なわれ、第一次審査は全缶協品種別部会長店の代表者が選考委員に加わり、第二次の最終審査には和気会長、水島品質対策委員長が立会うことになった。

新物なめこ缶で記者と懇談

和気会長、北田専務理事は 10 月 14 日、全缶協会議室で新物なめこ缶詰を中心に業界紙記者と懇談した。

まず、和気会長から、缶詰はシーズンパックの商品が多く、需要供給のバランスを取ること

が大切で全缶協は過剰生産を避け適正供給を実現していくために結成されたわけであるが今日まで各部会を中心に取組み、関係官庁、業界団体と連繫をとりながら目的貫徹に努めてきたとの挨拶があった。

【新物なめこ缶について】

和気会長：『8月19日野菜部会でなめこ缶の固形量が不足しているのが目立つとの意見があり、市販品を買い集め検討することになり9月14日なめこ缶開缶見方会を日缶協、日本缶詰検査協会の協力を得て、午後2時から野菜、規格部会員、メーカー、製缶協会等関係者参加のもと開催。サンプルは43点、他に参考品7点（台湾産1点）

検査結果は合格23点、不合格20点と極めて悪く開缶結果を農産缶工組、山形缶協の団体を通じてメーカーに注意を呼び掛け、さらに全缶協メンバーの下請工場には個々に話し、品質向上を図るよう進めている。不合格の内訳は固形量不足13点、異物混入7点で特にこの件につき、農産缶工組に強く要請した。

こうした全缶協の要望が新物なめこ缶にどのように具体的に反映されたか、新物の製品がかなり市場に出回った時期に“新物なめこ缶開缶見方会”を前回同様の要領で開催したい。』

日缶協技術大会で水島委員長特別講演

日本缶詰協会第25回技術大会は10月13・14日の2日間、横浜市、神奈川県立県民ホールにおいて開催されたが初日全缶協品質対策委員長水島幸一郎氏は「缶詰流通面から見た品質管理」と題して品質対策委員会が継続調査している缶詰クレーム発生の実態を報告、多くの問題点を提起、内容の濃い講演を行ない注目を集めた。

5 1年産みかん予想収穫量

10月1日時点調査の農林省統計情報部の発表によると51年産みかんの結果樹面積は前年産並みであるが、10a当たり収量が「やや低下」と見込まれるため、予想収穫量及び出荷予想量とも、かなり減少するものと予想される。

()内は対前年比

区分	結果樹面積	予想収穫量	出荷予想量	10a当たり予想収量 前年比
計	ha 157,400 (98%)	トン 3,208,000 (88%)	トン 2,864,000 (88%)	%
早生温州	52,200 (101%)	1,082,000 (91%)	1,000,000 (91%)	90
普通温州	105,200 (96%)	2,126,000 (86%)	1,864,000 (86%)	89

大橋庄三郎氏に勲五等瑞宝章



大橋株式会社社長，全国缶詰問屋協会理事，京都食品卸同業会会長 大橋庄三郎氏は菊薫る文化の日の佳き日に，勲五等瑞宝章を受章された。大橋氏は全缶協創立時点から理事をつとめられるとともに地元京都食品業界のリーダーとしても活躍されるなど，その業績が高く評価され，このたびの栄誉を得られたもの。

同氏は全缶協蔬菜部会長として特に缶詰伸長のために尽力されて来られたがその貢献により昨年11月27日全国竹の大会において，全日本竹産業連合会より流通段階で初めて功労者表彰をうけられ，また，本年5月20日（社）日本缶詰協会定時総会においては，蔬菜類缶詰の生産の進展と消費の拡大のため積極的に業界を指導されて来られた功績により，昭和51年度事業功績者として表彰されている。

缶詰共同宣伝

1. 日本農林規格協会では11月をJAS普及推進月間とし，JAS普及推進啓発展を開催するが，缶詰業界においてもこれと呼応し共同宣伝の一環として缶詰の調理実演を行なう。期日等は次の通り。

11月5日（金）～10日（水）

ジャスコ姫路店（姫路市光源寺）

11月20日（土）～23日（火）

東京卸売センター（東京・五反田）

2. 日本栄養士会栄養改善学会との提携により業務用缶詰の普及促進を図るため，次の通り缶詰セミナーを開催するが地元会員の参加協力が望まれている。

11月19日（金）12：00～15：

00 名古屋名給ホール（名古屋市熱田区新尾頭町51-21）

なお，（社）栄養改善普及会とのタイアップによる食品缶詰セミナーは次の日程によ

り開催される。

日時 12月2日（木）午後1時～4時

場所 鳥取福祉文化会館

（鳥取市西町2-311）

3. 西日本料理学校加盟校の料理助手約300名の教員資格認定研修会において缶詰セミナーを開催する。

11月28日（日）辻学園日本調理師学校天六校（大阪市北区浮田町8）

〔内容〕 映画「缶詰の話」講演，缶詰展示，開缶試食。

「最近のマスコミの話題」（サンケイ新聞社）質疑

4. 11月度サンケイ料理教室は次の日程で開催される。

11月16日（火）富岡中央公民館

（群馬県富岡市）

11月17日（水）大手町会館

（群馬県伊勢崎市）

11月18日（木）金田精密工業所ホール

(茨城県日立市)

11月19日(金) 戸部三郎宅

(茨城県高萩市石河原)

○時間は16.17日午後1時～3時

18.19日午後1時半～3時半

○講師 16.18.19日 吉岡泰子先生

17日 古藤芳雄先生

長崎で世界のパイナップルまつり

日本パイナップル輸入協会、沖縄パイナップル缶詰協会ではパイナップル缶詰普及宣伝事業の一環として恒例の「世界のパイナップルまつり」を開催するが、全缶協もこれに協賛しパイナップルの消費者啓蒙を図ることになった。

会期 11月3日(水)～9日(火)

会場 長崎玉屋デパート1階

(長崎市新大工町77番の1)

第4回缶詰品評会

恒例の農業祭参加行事として第4回缶詰品評会が開催されるがことしの出展品は約300点にのぼりこのうち、優良品には農林大臣賞(2点)農林省食品流通局長賞(4点)、日本缶詰協会会長賞(12点)が与えられる。

第一次審査 昭和51年10月28日(木)

製粉会館 11:00～17:00

第二次審査 昭和51年11月24日(水)

製粉会館 10:30～15:00

なお、全缶協から品種別部会長店代表として次の各氏が審査員として出席する。

[第一次審査]

魚貝類部門 広田 正氏(北洋商事(株))

果実類部門 多田 義朗氏(株)サンヨー堂)

果汁・ジャム・嗜好品類部門

高崎 康二氏(株)明治屋)

野菜類部門 萩原 弥重氏(矢口産業(株))

食肉類部門 志田吉二郎氏(野崎産業(株))

[第二次総括審査]

和気 正夫氏(全国缶詰問屋協会会長)

水島幸一郎氏(品質対策委員長)

缶詰産業対策検討会の動き

農林省食品流通局企業振興課では缶詰産業をとりまく諸情勢に対処し、長期的構造的視点から今後における缶詰産業対策のあり方を検討するため缶詰産業対策検討会を設けたが、去る10月25日第3回目の委員会を開催し、缶詰の抱える問題点およびその対策の方向につき主として流通消費についての検討を行なった旨、日缶協事務局より説明があった。その中で特に注目されることは①内販向け缶詰については、製造コストを反映した適正価格が形成されていないため構造的コスト高を招き、それが製品安の一因ともなっていること。②販売面における過当競争があること。③ブランドオーナーにおける缶詰のウエイトが漸減傾向にありブランドオーナーの缶詰の売り込み努力が小さいこと。などが論じられたと言われるが、これらの検討会はメーカーサイドから見た片寄った内容が強く、今後この検討会進行段階で対策が樹てられる場合流通段階の生の声も聞く方向が望まれている。

《特別寄稿(下)》

パインナップルと缶詰の歴史と現況について

顧問 渡辺 弘毅

パインナップル缶詰の現状

世界各国の生産は別表の通りで大体年間消費は4,000万函と推定され、そのうち40%は米国の消費であります。我が国の消費は約300万函と推定されそのうち沖縄物が130万函～160万函、今年は130万函ぐらいです。かつて1974年度までは実函120万函は輸入されていましたが沖縄パイン缶詰と輸入パイン缶詰のパッカー出値は約70%の割高となっており、沖縄パイン缶詰を保護するためにとられている高率輸入課税率は55%であります。

又輸入パイン缶詰の外割受権者は一般に公表されていませんが、現在約80社ぐらいに年度別に農林省において総枠決定割当がそれぞれの受権者に%トン数で決定されています。この制度は20数年前の貿易経済下の沖縄生産の保護と輸入制限のもとにできた制度でこの割当をうける受権者のうち、果して何人が缶詰業界で扱業者となっているか公表し得ません。が何社かは利権化しプレミアムによる売買をしていることは業界の正常化のために一日も早く外割の廃止と沖縄の他産業への転換による自由下によってのみ缶詰業界の正常な取引と消費増大発展することは業界の一致した願望であるかと思えます。

すでに前項の東南アジア地域における栽培条件の適否による生産量、原料価、品質において

の格差は遺憾ながら過去10年間の実績となつて資源保有国における途上国の大きな役割りをもつまでになっており、又一方において日本からのこれらパインナップル生産国へのティンプレート(ブリキ板)輸出は約1億ドルに対しパインナップル缶詰のこれらの地域からの輸入額は1千万ドル前後の約10分の1にすぎません。この貿易の不均衡は、アジア諸国間の対日不信への増大となりつつあることは真に憂慮すべきことと考えます。

沖縄におけるパイン缶詰産業の戦後の国内消費にはたした役割は極めて大でありました。しかし多くの現地における労苦と仕入側の多大の損失資金投入にかかわらず東南アジア産出国との比較の中では遺憾ながら国内以上に構造転換の機を逸している感さえあります。

年間2ヶ月～3ヶ月のパイン缶製造のみで採算がとれるべきものでなく内地パッカーにおいても年間稼働は工場存立の極めて重要なことであり生産品目の多様化、原料の国際化等によってその生存度変他は変わりつつあります。

年 度	みかん製造社	鯖製造社
40年	296	39
45年	240	30
51年	120	25

年 度	農協工場	沖縄パイン社 (工場)
40年	80	21 (21)
45年	60	19 (20)
51年	45	11 (15)

以上を見ても判るようにパッカーの転廃業、省力化がこの5年間急速な集中化と構造改善にすすんでいます。

又一方において消費者における商品に対する知識、安全性、公害問題、価格構造、品質評価等の水準は上昇しつつあり商品の選択においてもさらにきびしい対策を持たなくてはならないと考察します。

このような時代推移の中にあつて年々原料及び製品価格が国際価格よりみて沖縄パイン缶が品質の不均質、高値に推移し又法的保護をうけていると云う安心感と輸入抑制によって生産消費の不公平性は益々大きくなり時代逆行と消費減退の道を歩むことになるであります。

近隣諸国における事情は業界の一部ではすでにご承知の通り。

台湾においてはパイン、柑橘、マッシュルーム等、その他の農産加工、韓国においてはかきの急速な拡大養殖、白桃、栗、マッシュルームの栽培、加工、タイ、マレーシア、フィリピンに

各国のパインアップル缶詰の生産状況 (主要国)

生産国 \ 年度	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
オーストラリア	1,499	1,414	1,654	1,639	1,585	1,739	1,822	1,375
ケニヤ	259	390	366	529	477	—	—	—
マレーシア	3,061	3,171	3,484	3,037	2,818	2,695	2,676	2,140
マルチューク	290	480	528	355	353	395	385	—
メキシコ	1,802	1,421	1,580	1,610	—	—	—	—
沖 縄	1,785	2,292	1,547	1,576	1,735	1,989	1,754	1,440
フィリピン	5,425	4,812	4,898	4,923	5,305	4,454	6,139	—
プエルトリコ	154	105	79	68	80	113	—	—
南アフリカ	1,885	2,917	2,878	2,993	2,878	2,219	2,702	2,600
台 湾	4,551	4,557	4,860	4,660	4,256	—	—	—
米 国	16,469	16,871	17,813	17,705	16,540	14,981	—	—
タ イ	641	602	805	900	1,200			
象 牙 海 岸	1,050	1,160	1,075	1,430	950			

単位=1,000^g / s —は未集計 ジェトロ、沖縄パイン協会およびアルマナーク1976年版による

における優良品種のパインナップルの大生産地への躍進は日本におけるかつての輸出品であったかき、マッシュルームの国際競争からの脱落、EC諸国における輸出みかんのスペインみかんへの転換等、缶詰業界における抜本的対策と途上

国資源の活用による国際協力は今後のパインナップル缶詰において消費者に対して万難を排して自由競争下の経済原則にもとづく正常な流通こそ流通業者としての私達の至命であると確信します。

我が国のパインナップル缶詰の輸入状況

国名	昭和45年		昭和49年		昭和50年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	3,459	6,877	13,343	35,316	4,588	16,826
台湾	524,131	1,214,381	372,147	1,231,534	96,345	351,929
タイ	48,307	103,519	177,331	618,971	96,123	351,973
マレーシア	77,700	155,670	176,867	531,261	49,886	181,092
フィリピン	215,180	547,070	398,386	1,372,259	145,579	585,797
インドネシア	—	—	4,691	15,359	1,041	3,359
米国	30,837	81,997	15,048	50,718	1,058	4,662
その他	310	830	3,937	11,624	—	—
合計	889,924	2,110,344	1,161,751	3,867,042	394,620	1,495,639

数量=3/3c/s 金額=千円 日本缶詰協会統計号による

<むすび>

各問題点についてはまだ不十分な説明であります。パインナップル事情については東南アジア諸国の生産量の増大品質の改良進歩は著しく変りEC諸国、米国への需要拡大している事を再認識すると共に国内生産の限界、外割問題高率課税等の一日も早い解消によって現在の変動的なパイン缶詰の流通が自由経済下において一日も早く正常な取引の中において品質、価格の競争の中から消費の拡大が期待されるものと確信します。現在パインナップル缶詰をそれぞれの立場にあって多くの方々が過去20余年多

大の努力を払ってきたことに対し深甚なる敬意を表するもの、併現状は沖縄における品質、価格の格差問題等の悪循環からその脱出が極めて至難な道にあり流通の累積損失が今後も続くような施策においては消費は年々減少の道を歩むのではないかということ懸念している次第です。

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目6番地 江戸ビル4階
電話 東京03(241) 6568・6569番